府令・省令

内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号

保険業法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第二十三号）の施行に伴い、及び保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十五日

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　新藤　義孝
法務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏
環境大臣　石原　伸晃

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「包括移転」を「移転」に改める。

第九条第四号中「第四十三条第一項第四号、第四十九条第二号、第五十条第二項及び第五十六条第一項第五号において」を「同項及び第七十二条の二第一項第三号ロからニまでを除き、以下」に改める。

第十五条中「第七十二条第二項第六号中「責任準備金の額」とあるのは「責任準備金に相当する額」と、同項第七号中「準備金の額」とあるのは「準備金に相当する額」と、同項第十四号中「責任準備金」とあるのは「責任準備金に相当する額」を「第七十二条第二項第七号イ中「責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「係る責任準備金その他の準備金に相当する額」と、同号ロ中「係る責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「係る責任準備金その他の準備金に相当する額」と、同号ハ中「責任準備金その他の準備金の額」とあるのは「係る責任準備金その他の準備金に相当する額」と、「算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の算出方法）」とあるのは「算出方法」と、同号ハ中「責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）」とあるのは「算出方法」と、同号ハ中「責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転業者が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない認可特定保険業者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の算出方法）」とあるのは「責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法」と、第七十二条の二第一項第二号中「移転業者を保険者とする保険契約及び移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること」とあるのは「移転先会社を保険者とする保険契約に係る責任準備金が保険数理に基づき合理的かつ妥当な方法により積み立てられること（移転業者を保険者とする保険契約にあっては、責任準備金に相当する額が適正に積み立てられること）」に改める。

第三章の章名中「包括移転」を「移転」に改める。

第十六条第二号中「第十九条に」を「以下この章に」に改める。

第十七条を次のように改める。

第十七条　改正法附則第三条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百三十七条第一項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　移転先法人の名称

二　移転先法人の主たる事務所の所在地

三　保険契約の移転後における移転対象契約（改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約をいう。第十九条第二項第六号から第九号まで、第十一号及び第十五号、第十九条の二第一号並びに第二十一条において同じ。）に関するサービスの内容の概要

四　保険契約の移転前及び移転後における移転業者及び移転先法人の配当の方針並びに保険契約の移転前における移転業者及び移転先法人の配当の額

第十八条中「第百三十七条第四項」を「第百三十七条第三項」に改める。

第十九条第一項中「第百三十七条第二項の」を「第百三十七条第一項の異議を述べるべき」に改め、同条第二項第六号から第八号までを次のように改める。

六　移転対象契約の選定基準及び対象範囲を記載した書面

七　移転対象契約について、その保険の種類、保険契約者の範囲、被保険者又は保険の目的の範囲及び保険金の支払事由を記載した書面

八　移転業者を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

イ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金に相当する額

ロ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金に相当する額及びそれらの算出方法

ハ　保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金に相当する額の算出方法

第十九条第二項第十一号を次のように改める。

十一　移転先法人を保険者とする保険契約について、次に掲げる事項を記載した書面

イ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転前及び移転後における保険契約者の数、保険契約の件数及び保険金額の合計額並びに責任準備金その他の準備金の額

ロ　当該保険契約の種類ごとに保険契約の移転後における移転対象契約に係る責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算定の適切性（移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の額及びそれらの算出方法）

ハ　保険契約の移転後における責任準備金その他の準備金の算定の適切性（移転先法人が改正法附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する法第百二十条第一項の規定により保険計理人の選任を要しない者である場合にあっては、責任準備金その他の準備金の算出方法）

第十九条第二項第十三号中「第百三十七条第二項の期間内に異議を述べた保険契約者」を「第百三十七条第一項の異議を述べるべき期間内に異議を述べた移転対象契約者（改正法附則第三条第一項において読み替えて準用する法第百三十五条第三項に規定する移転対象契約者をいう。次号において同じ。）」に、「第百三十七条第四項」を「第百三十七条第三項」に改め、同項第十四号を次のように改める。

十四　前号の異議を述べた移転対象契約者の異議の理由及び当該異議に対する移転業者及び移転先法人の対応を記載した書面

第十九条第二項中第十五号を第十六号とし、第十四号の次に次の一号を加える。

十五　移転先法人の移転対象契約に係る業務の実施体制及びサービスの内容を記載した書面